

平成30年度

事業計画書

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

平成30年度

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会「事業計画」

～「みんなで育て 生きづき根ざす 福祉のまち瑞穂」

の実現に向けて～

<基本方針>

第2次瑞穂市地域福祉活動計画に基づき、住民の地域力を育てながら協働して、地域で自分らしく安全で安心して暮らせるように地域福祉を推進して、福祉事業の一層の充実を図る。

<重点事業>

1 地域福祉事業

地域の支え合い体制の推進

安心できるまちづくりに向け、地域住民が主体的に取り組めるように側面的な支援を行う。

- ・生活支援体制整備を含めた、地域ごとの目指す地域像・課題を検討し、目指す地域づくりに向けての組織体制の支援

2 高齢者福祉事業

①地域ケア会議推進事業

- ・介護支援専門員の資質の向上及び地域課題の抽出を行う。
- ・先進地等の実施方法等を学び、当センターの活動に取り入れる。

②認知症総合支援事業の推進について

- ・認知症予防や認知症の人を支えるための活動の推進
- ・認知症初期集中支援チームの設置・運営

3 福祉総合相談センター事業の充実

- ・福祉に係る総合的な相談体制の充実とネットワーク構築
- ・学習支援事業・子ども食堂を通じた子どもの居場所づくり

<事業計画>

1 地域福祉事業

(1) 地域の支え合い体制の推進

地域住民が主体的に取り組み、目指す、「支え合い助け合えるまちづくり」、「誰もが安心できるまちづくり」に寄り添い、側面的な支援を行う。

①第1層協議体（瑞穂市地域支え合い推進会議）の運営（市受託金・会費事業）

- ・協議体の運営（委員委嘱、会の招集・開催、調整等）
- ・調査関係、業務の実施（地域の活動、資源等）
- ・生活支援ボランティア団体の側面的支援（会費事業）
- ・地域での支え合い講演会・活動発表大会
- ・第2層協議体との連携
- ・生活支援ボランティア養成講座の開催
- ・地域での支え合い講演会講演会・活動発表の開催

②第2層協議体（小学校区地域支え合い推進会議）の運営支援（市受託金・生活支援体制整備事業）

- ・地域福祉懇談会・説明会の開催
- ・設置地区の支援
- ・未設置地区への啓発、支援
- ・第2層協議体設置準備会の開催支援
- ・第1層協議体との連携

③地区社協の構築に向けた検討・調整

④福祉協力員の普及・啓発（会費事業）

- ・見守り体制の再構築
- ・研修会の開催
- ・地域での連携に関する支援
- ・第2層協議体での活動に向けた移行支援

⑤買い物等支援事業（会費事業・共同募金配分金事業）

- ・実施地区・関係団体との連携、運営会議の開催
- ・第2層協議体・地区社協との調整（未設置地区への対応）

⑥ふれあい・いきいきサロン（会費事業・共同募金配分金事業）

- ・運営支援
- ・本巣市、北方町と3市町合同研修会の実施

⑦地域のつながりづくりの推進（会費事業・共同募金配分金事業）

- ・出張サロンの開催（会費事業）
- ・つどいの場ボランティア養成講座の開催（共同募金配分金事業）

(2) 貸出事業（会費事業）

市内の事業所と連携を図るなど、市民への周知を徹底し、より多くの人の利用・活用を促す。

①福祉機器の貸出

車いす、歩行器、四点杖の貸出（有料）

②福祉車両の貸出

特殊車両の貸出（燃料費実費負担）

③備品貸出

高齢者疑似体験セットやレクリエーション等の福祉関係備品の貸出

(3) 地域福祉活動計画

計画の進捗状況の管理

(4) 福祉活動専門員の設置（市補助金事業）

地域組織化活動に主体的に関わる専門職（コーディネーター）を配置する。

(5) 福祉センター（瑞穂市総合センター内）事業

福祉センターの一部管理・運営補助を行う。

2 高齢者福祉事業

(1) 介護者家族の会の活動支援・強化（補助支援事業）

介護者同士のネットワークの構築や介護に関する理解を深めるための学習やリフレッシュの場として結成運営されている「介護者家族の会」を側面から支援する。

(2) 老人福祉センター事業（市受託金事業）

老人福祉センターの日常的な施設管理及び窓口業務等を行う。

(3) 在宅介護支援センター事業（市受託金事業）

一人暮らしの高齢者のかたに対して見守り訪問を実施し、生活状況や身体状況等の把握を行う。必要に応じ、相談の継続支援、緊急通報システムの設置に関する相談、各関係機関との連携等を行う。

(4) 地域包括支援センターの運営（もとす広域連合受託金事業 包括的支援事業）

①総合相談・支援事業

地域住民の多様な相談に応じて対応できるよう、情報収集や情報提供等、関係機関と連携して対応する。

- ・高齢者の相談支援や実態把握
- ・「シルバー便利帳」の発行
- ・ネットワークの構築のための会議の開催

②権利擁護事業

権利擁護に関する啓発活動を行いながら、複雑化する相談に対応していく。

- ・高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応
- ・判断能力を欠く状況にある人への対応

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員への支援を通して、瑞穂市民の自立に向けた支援を目指す。

- ・みずほケアマネサロンの開催（2か月に1回）
- ・介護支援専門員への個別的な支援や相談

④地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を通して、地域課題の抽出、自立支援に必要なサービスの提案、介護支援専門員の資質の向上等につながるように支援する。

- ・小地域ケア会議：定期開催のほか、地域からの相談に応じて開催
- ・先進地等の視察による研修 等

⑤在宅医療・介護連携の推進（瑞穂市・医師会協働事業）

医療や介護が必要な方が地域で暮らし続けられる地域としていくために、地域住民へ「自助・互助・共助」の視点を広めつつ、医療介護関係者の多職種の連携を図っていく。

- ・在宅医療連携推進のための啓発（瑞穂市・社協共催事業）
- ・多職種連携のための研修会の開催（瑞穂市・社協共催事業）
- ・地域在宅医療連携コーディネーターとの連携

⑥生活支援サービスの体制整備

地域住民による支え合いの活動のための「生活支援体制」の構築のため、生活支援コーディネーターと連携し活動していく。

⑦介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者や要支援認定者の自立に向けて支援を行う。

- ・第1号介護予防支援事業等
- ・指定介護予防支援

⑧介護予防体制の充実

介護予防の取り組みを地域へ広げるため、啓発活動や住民主体の活動への支援等を行う。

- ・介護予防対象者の把握事業
- ・地域団体への出前講座の開催
- ・地域包括支援センターだよりの作成（年6回発行予定）
- ・介護予防活動を推進する団体の情報の把握

- ・介護予防活動団体補助金の交付
- ・みずほ生き活きサポーター養成講座の開催
- ・みずほ生き活きサポータースキルアップ研修（毎月）
- ・みずほ生き活きサポーターの活動支援（くつろぎカフェ等）

（5）認知症施策の推進（市受託金事業）

①認知症予防や認知症の人を支えるための活動の推進

認知症の人や家族が安心して暮らすことのできる瑞穂市にしていくために、地域住民や医療介護関係機関と連携しながら活動を推進する。

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症になってもあんしんまちづくり協議会及びワーキンググループの開催
- ・みんなずっとほっと隊の開催（年3回）
- ・認知症サポーター・認知症キッズサポーター養成講座の開催
- ・認知症カフェの充実のための支援
- ・認知症及び認知症予防に関する啓発活動

②認知症初期集中支援チームの設置

3 障がい者福祉事業

（1）障がい者への支援

①地域共生社会に向けた啓発事業（共同募金配分金事業）

年齢、性別、障がいのあるなしに関係なく、「共に生きる」をテーマとした啓発事業の実施に向けた検討・研究を行う。

②すこやかクラブ（精神障がい者サロン）の開催（共同募金配分金事業）

精神障がい者の仲間づくりや社会参加を促進するため、関係機関・ボランティアグループとの協力により精神障がい者のつどいの場「すこやかクラブ」を実施する。参加者の増員を図るよう啓発する。（月2回開催）

※ すこやかクラブ運営委員会により、運営方法等についての検討を行い事業運営の改善を図る。

（2）障がい者家族への支援

①あおぞら会（当事者と家族）への支援（補助支援事業）

知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者とその家族のネットワークの構築や障がい者への理解を深め、協力を得るために運営されている「あおぞら会」に情報提供等側面からの支援を行うとともに、会の存在意識を高める。

②福祉作業所保護者会への支援（補助支援事業）

- ・障がい者とその家族の活動を支援する。

- ・家族会及び保護者組織の育成を図るため、情報の収集と情報の提供を行う。

(3) 障がいへの理解の促進

あい♥愛マーケットの開催（会費事業）

瑞穂市総合センターで、豊住園、すみれの家及びボランティア団体の製品を販売することで、障がいへの理解、障がい者へのサポートのあり方やボランティア活動への関心を深める。（毎月2回開催）

(4) 多機能型障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援B型）の経営（自己財源・市補助金事業）

（福祉作業所豊住園・福祉作業所すみれの家の経営）

両作業所の連携を強化し、利用者の自立と障がい者の社会参加の促進を図ることにより施設の安定した経営を目指す。

- ・利用者の送迎の実施
- ・瑞穂市総合センター、市役所等における作業所商品の販売拡充を行い市民へのPRを行うとともに、商品開発につなげる。
- ・利用者及び家族からの相談等を通じて「地域福祉の課題」の一層の把握に努める。

4 児童福祉事業

(1) 記録ボランティア養成講座の開催（共同募金配分金事業）

市内の保育所や子育て支援センター等より要請があったボランティア活動に対して、託児ボランティア活動ができるかたを養成する。

(2) ホリパパサロン（子育てサロン）の開設（隔月）（共同募金配分金事業）

講座にて養成した子育てサポーター・関係機関等の協力により、父親に子育てに关心を持ってもらい仲間づくりができるよう、乳幼児の父親を対象としたサロンを開設する。

5 福祉総合相談支援事業

(1) 心配ごと相談事業（市受託金事業）

- | | | |
|----------------|---------|------|
| ・ 心配ごと相談 | 民生・児童委員 | 毎週1回 |
| ・ 無料法律相談 | 弁護士 | 月4回 |
| ・ 人権相談 | 人権相談員 | 月1回 |
| ・ 行政相談 | 行政相談員 | 月1回 |
| ・ 女性のための無料法律相談 | 女性弁護士 | 月1回 |

(2) 生活困窮者自立支援事業（市受託金事業）

- ・生活困窮者自立支援事業研修会を開催（市民向け・従事者向け）し、事業の普及・啓発に加え、福祉分野に留まらない他機関とのネットワーク形成の在り方や、相談支援の従事者に求められる理念・基本姿勢を学ぶ。
- ・無料職業紹介事業（みずほしごとの森）を通じ、相談者と企業を仲介し、「雇用のあっせん」を行うことで、就労の効率性・定着性を支援する。また、瑞穂市内の企業へ適切な人材を供給することで、地元経済に寄与する
- ・行き場と目的を見失う若者に対し、学習支援事業と連携し、若者の就労準備支援プロジェクトを構築する。将来的な自立に向けた相談支援・準備支援を行うことで、貧困の連鎖を断ち切るきっかけづくりを行う。
- ・法テラス岐阜と岐阜県弁護士会の連携協定を結び、瑞穂法律相談センターを立ち上げ、自発的な手続きや対応が困難な高齢者・障がい者・生活困窮者等を対象にした福祉特化型の無料法律相談を実施し、法的トラブルの早期発見・早期解決に向けた相談支援体制を構築する。

(3) 家計相談支援事業（市受託金事業）

- ・家計管理に課題を抱える生活困窮者に対し、生活の再生に向けた意欲を引き出し、必要な情報提供及び専門的な指導、助言を行う。
- ・法テラスを中心とした弁護士等の司法機関及び福祉資金等の貸付機関と連携を図り、権利擁護と家計の正常化を通じた自立支援を実践する。

(4) 学習支援事業（市受託金事業）

- ・生活困窮家庭に対して、年間を通じて、定期的に無料の学習機会を設け、学び直しの機会の提供や子どもの居場所づくりを行う。
- ・福祉・教育機関と情報の共有・連携を図り、要保護児童の見極めと個別支援を通じた関係機関のネットワーク形成を図る。

(5) 安心なまちづくり推進モデル事業（県社協補助金事業）

- ・生活困窮家庭以外の子どもに対して、年間を通じ、定期的に受け入れる居場所を構築し、様々な事情で居場所が無い子どもの受け皿を構築する。社会性や生活習慣の向上等を目的とした社会的居場所を目指し、将来的な自立や再生に向けたきっかけ・道筋を作る。
- ・家庭的・地域的・社会的に様々な事情で孤立し、居場所を喪失している子ども・若者の包括的な支援を行うため、福祉・教育に留まらない有志の市民・関係機関でネットワークを形成することを目的に、子どもの居場所づくり推進プロジェクト委員会の立ち上げに向けた調査・研究を行う。

(6) 子ども食堂（県社協補助金事業・会費事業）

孤立・孤食の解消と子どもの居場所づくりを目的として、学習支援事業

の開催に合わせて、子ども食堂を実施する。

(7) 日常生活自立支援事業（県社協受託金事業・利用料）

認知症高齢者、知的障がい者等に福祉サービスの利用や日常生活に必要な金銭管理等の支援を実施する。

(8) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託金事業）

低所得者・障がい者等に対して貸付を実施し、自立した生活を支援する。

(9) 生活一時金貸付事業（会費事業）

緊急的な一時的貸付の実施（10,000円を限度とする。）、自立に向けた生活支援指導をする。

(10) 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス費）

サービス利用支援及び継続サービス利用支援を実施する。

市内の障がいのある方が、自立した生活が送れるよう福祉サービスのサポート並びに支援を行う。

(11) 緊急食糧等支援事業（会費事業）

離職等の理由により生活が窮屈状態となり、健康被害が生じるおそれのある者に対して、一時的に食料等の生活に必要な現物を提供し、窮屈状態の改善と自立に向けた繋ぎ支援を図る。

(12) 法人後見制度の検討（会費事業）

- ・法人後見事業の実施に向けて、事業の検討・調査等を行う。
- ・成年後見制度に関する研修会を行い、市民後見人の在り方や後見人制度を通じた福祉のネットワーク形成の必要性について普及・啓発を行う。

6 ボランティアセンター事業

(1) ボランティア活動の推進

①ボランティアコーディネーターの設置（市補助金事業）

ボランティアセンターを運営し、市民団体等のニーズ把握やボランティア活動の相談援助、連絡調整、意識啓発等の支援を行う。

②ボランティア登録及びボランティア活動保険への加入促進（会費事業）

ボランティアの推進及び活動保険への加入促進を図る。

③ボランティア情報紙の発行（共同募金配分金事業）

社協機関紙「あい♥愛」に合わせ、ボランティア活動報告、ボランティア募集などを掲載し、ボランティア登録者の拡大を図る。

- ④初めてのボランティア講座の開催（共同募金配分金事業）
ボランティア活動の新たな担い手を育成する。
- ⑤ボランティア連絡会の開催（共同募金配分金事業）
ボランティア団体、個人ボランティアの連携強化を図り、活動の発展を目指す。
- ⑥市民団体活動助成の見直し（会費事業）
地域住民（ボランティア団体等）による活動の活性化を図るための検討を行う。

（2）災害時の支援体制の仕組みづくり

- ①災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（会費事業）
センターの設置及び運営訓練を重ねることにより、課題や問題を明らかにし、センターの充実を図る。
- ②防災講座の開催（共同募金配分金事業）
住民の防災力の向上を図ることを目的に、防災・減災の普及啓発を行う。
- ③災害ボランティア連絡会の開催（会費事業）
災害ボランティアの組織化に向け、定期的に集い学習する場を提供する。
- ④災害ボランティアセンター用備品の整備・管理（会費事業）
災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な資機材を整備する。
- ⑤災害ボランティア連絡協議会の開催（会費事業）
関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの役割の確認及び設置・運営に関しての協議を行う。

（3）福祉教育の充実

- ①福祉学習授業支援（会費事業）
小、中学校、大学等に対し福祉教育授業を支援し、福祉に関する意識啓発を行う。
- ②福祉教育サポーター養成講座の開催（共同募金配分金事業）
福祉協力校から要請のあったプログラムに対して、サポーターとして活動ができるような市民を養成する。
- ③福祉協力校の指定に関する検討

7 広報・調査研究活動事業

- （1）社協だよりの発行 隔月発行（共同募金配分金事業）
社協の機関誌として、「社協だより『あい♥愛』」を隔月（偶数月）に発行し、内容の充実を図り、親しまれる機関誌とする。
- （2）ホームページ等の充実（会費事業）

ホームページ等により、福祉に関する情報提供を分かりやすく伝えいく。

(3) 広報担当者研修への参加（会費事業）

(4) 第8回みずほ福祉フェスティバルの準備（会費事業）

市民の交流、出会いの場、市民同士のつながりづくりの場とし、市民自らが福祉を考える機会やボランティア活動などを始めるきっかけとして開催する。

（平成31年初夏に開催予定）

8 共同募金活動の実施

(1) 共同募金活動の実施（共同募金配分金事業）

毎年10月1日～12月31日（募金額一世帯600円を目安）

共同募金について、事業の主旨・内容、必要性を周知し、地域住民のかたの理解を深めることにより、募金活動を実施する。

(2) 歳末たすけあい募金配分事業

ボランティア団体、NPO法人が地域福祉の向上を目的として実施する事業に対し助成する。

9 法人運営・組織基盤強化

(1) 会員会費の徴収（会費事業）

会費について、社協の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を深める。

今後の事業等及び経営の安定について調査研究を行い、会費額について検討する。

一般会員1,000円、賛助会員5,000円

(2) 役員研修の実施（会費事業）

今後の社協活動の充実させるため、先進的な取り組みや活動を知る機会となるよう研修を行う。

①福祉のまちづくり研修の開催 年1回

②先進地視察研修の開催 年1回

(3) 理事会、監理事会、評議員会の開催（会費事業）

(4) 表彰状、感謝状の授与

地域の福祉にご尽力された個人や団体に対して表彰状、感謝状を授与する。

(5) 職員研修の実施（会費事業）

職員のスキルアップ・資質向上を目指し、全体研修を実施する。

(6) 人事考課の調査検討

他市町村社協等の職員の人事考課の実施状況を調査し、検討する。

(7) 苦情対応が迅速にできる基盤の充実

苦情内容等を分析し、その問題点を共有することにより全体的な課題として改善に結びつける。

福祉のサービスに対する利用者からの苦情に対して、迅速に対応できるようになるとともに、第三者委員、担当職員の資質向上等を図る。

(8) 各福祉施設・関係機関・民間企業等との連携

各福祉施設・関係機関・民間企業等と連携し、必要に応じて協働・協調して事業を行っていく。また、交流を深める中で、社協の存在意義を P R するとともに情報交換を図る。

平成30年度 福祉作業所豊住園「事業計画」

<目標及び基本方針>

1 目標

一人ひとりの個性と能力に応じた職業訓練や生活支援を行い、障がい者の自立自助に必要な基礎力を育て、社会参加への適応力を養う。

2 基本的方針

「明るく、やさしく、たくましく」を基本に、日常的な次の生活目標を実践していく。

「仕事はしっかりやろう！」…………職業意識・経済的自活の精神を養い育てる活動。
「自分の力でできるようにしよう！」……自立自助（セルフ）の精神・社会参加への
意欲や適応力を養い育てる活動。

「やさしい言葉をかけ合おう！」…………自治・協調性を養い育てる活動。

- ・個々の希望・目標(個別支援計画)に沿った活動を実施し、支援を行う
- ・「やれば出来る」を合言葉に、誰しもが限界は無く「変化・成長する可能性を無限に持っている」という視点に立った活動を行う。
- ・一人ひとりの個性を大切にし、その能力(障がいの程度等)に応じた展望のある支援の活動を行う(職員の姿勢として見守りの支援に重点を置く。)
- ・社会参加の場であることと、生活支援(自活に必要な基礎力や基本的な生活習慣等)を重視し、日常的なあらゆる場面をその機会とした活動を行う。
- ・自主・自治の活動を重視し、共に生きる方向を大切にする活動を行う。
- ・交流活動(保育園・小中学校・地域・ボランティア・他施設など)や、体験実習(公共施設の利用)など社会参加の活動を行う。
- ・職員の力量向上を目指し、日常的な学習や職員研修・他施設職員との交流などをを行う。

<事業内容及び事業計画>

1 作業支援について

- ・展望をもち、個々の作業能力を引き出す支援を行う。
- ・作業所の将来を視野に入れて、「働く」ことを主体とした事業活動を行う。
- ・受託事業についても増収につながるよう努力すると共に、自主製品の研究・開発・販売・バザーなどの活動を重視して生産性の向上と増収を目指す。

(1)受託作業

①紙袋の仕上げ作業

受注先：株式会社ハロー・バッグ 羽島郡岐南町若宮地3丁目182-6

作業内容：紙袋の底芯入れ・折り・芯張り・穴開け・紐通し・紐結び

タック取り付け・結束・袋詰め・箱詰めなど

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。

- ・生産性の向上にむけ検討・支援を行う。
- ・作業効率・作業環境の整備⇒自助具の製作など。

②リサイクル作業

受注先：瑞穂市 環境課

作業内容：ペットボトルのキャップ取り・ペットボトル内の異物を取り除く
ペットボトルを容器回収処理機(粉碎機)に投入

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。
- ・リサイクル資源での収益に結びつくようなものについて検討する。

③軍手プリント

受注先：安全啓発軍手ステッカー貼り付け等業務

作業内容：軍手にアイロンでステッカーを貼る作業

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)について検討し実施する。

(2) 商品製造・販売(自主製品)

①食品販売(就労継続支援B型事業)

商品：フロランタン(焼菓子)・さと豆・各種マドレーヌ・柿製品等

模擬店出店品目：ほかじやが・綿菓子・法兰クフルト焼き・飲料水

作業内容：材料買物・製造(シール貼り・計量・成形など)・販売準備・販売

- ・販売方法について実践で支援する。
- ・作業内容について検討する。
- ・各種イベントについても出店についても検討する。

あい愛マーケット(瑞穂市社会福祉協議会主催)にて販売。

月2回第2・4木曜日12:30~15:00

瑞穂市役所にて販売。(本庁舎・巣南庁舎)

月2回第1・3木曜日12:00~13:00

瑞穂大学・老人福祉施設等での販売

県社協セルフ支援センターの案内を中心に出店を検討する。

地域のイベントについても検討する。

- ・商品開発(柿製品・瑞穂市の土産となるなど)の研究、リサーチを行う。
- ・販路の拡張・PR方法の検討をする。
- ・ふるさと納税に積極的に取り組む。
- ・検便の実施(全員)。

②ビーズ製品(生活介護事業)

作業内容：ビーズの紐(ゴム)通し

- ・仕上げ部分(結び・キーholdeなど)の作業工程を支援する。

(3)給料支給について

- ・給料支給日 每月21日
- ・ボーナス支給(8月10日・12月22日)
- ・受託作業収入と販売商品の利益(売上から諸経費を差し引いた額)
- ・作業時間支給とする(毎月収入によって変動)

2 生活支援について

(1) 自活に必要な基礎力や基本的な生活習慣等を、日常的なあらゆる場面をその機会とした活動を行う。

①当番 食堂内の清掃 お弁当注文

②掃除 所内・屋外の清掃

③買物実習 自主製品などの材料仕入れ

(2) 個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

①体操 (毎日) 8:50~9:00 ラジオ体操

12:40~13:00 ミナモ体操

②定期健康診断 (年1回) 自己負担

③バイタルチェック 体重測定 検温 血圧測定

④昼食後の歯磨き支援

⑤ウォーキング(希望者のみ)

情緒安定・生活習慣病予防・体力づくりにむけて実施。

⑥音楽療法 (毎月第3水曜日 11:00~)

情緒安定・イベント出演などの目的とする。

(3) 障がい者への理解を深めてもらう活動をする。

①体験実習 自己負担(昼食代等)

公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。

映画・音楽・芸術鑑賞、観劇などの情操活動などを大切にする。

②宿泊研修

公共施設の利用をして体験をかさねる。

懇親を深める活動にする。

自治活動を行い、協力体制をつくる。

保護者のレスパイト的(休養)要素も含む。

③交流活動

・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。

(本田第一保育園・本田小学校・中学校など)

・地域の各種イベントへ参加をする。

(みづほ汽車まつり・本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みづほふれあいフェスタなど)

④社会参加

・地域の方への広報活動をする。

豊住園地域交流会「あいあい広場」

(平成30年10月21日(第3日曜日)実施)

・イベント出演(歌・ダンス・ハンドベルなど)を行うことで、コミュニケーション手段とする。

練習をかさねて人前で行うことで、個々の自信につなげる。

・施設周辺道路のゴミ拾いなど地域の美化活動を行う。

(4) その他

①送迎(希望者のみ・自宅送迎) 車両3台使用。

平成30年度 福祉作業所すみれの家「事業計画」

<施設の目的>

共に生き、共に働き、共に感じる作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

<事業内容>

1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

<目標及び基本方針>

1 目標

一人ひとりの個性や能力に応じた生産活動や生活の支援を行い、社会において自立自助と社会参加を目指す。

具体的目標

- ・「自分でできる力」を伸ばす。
- ・「みんなと支え合い楽しい生活」をつくる。
- ・「根気強く頑張る力」を伸ばす。
- ・「基本的生活習慣」を身につける。

2 基本的方針

事業方針として、「生産活動」「社会参加」「健康・安全」「生活習慣」の4つのことを基本に進める。

- ・生産活動や生活支援を日常的なあらゆる場面をその機会とし、支援する。
→職員間の密接な連携を図る。
- ・明るくのびのびとした環境を作り、日常生活で必要な「あいさつ」「後片付け」等ができるよう繰り返して支援する。
- ・個別支援計画にもとづいたきめ細かい支援を行うと共に、家族との連携を図る。
- ・職員の指導力向上を目指し、職員研修を行う。

<事業計画>

1 生活介護事業

(1) 職業的なこと

①受託事業

紙袋、段ボール、ゴム結びの受託作業を行いながら、仕事を行っている意識をもち、自分でできる力、根気強く頑張る力を伸ばしていく。

②菓子販売・野菜販売

・販売を通して、接客の大切さを学び自分でできる力を伸ばしていく。

(各種イベント、地区の祭り、ふれあいフェスタ、南小(参観)・中小(参観) P T A行事、おんさい広場、 庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、 悅喜園、あいあいマーケット、すみれの家、J I C、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」)

・販売促進の為、社協だよりや回覧板を用いて自主製品のP R活動を行う。

(2) 社会参加的なこと

①体験学習(年3回)

・公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

②音楽療法(毎月)

・活動を通して音楽の楽しさを広げ、情操を豊かにする。

③地域の方々との交流

・地域交流会を開催し、地域の方々にすみれの家をより知ってもらう機会を作りボランティアさんや地元自治会の交流に繋げていく。(6月頃 開催予定)

・小・中学校との交流。(職場体験、地域のイベント、小学校との交流等)

(3) 健康・安全的なこと

①健康増進・健康管理

・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理。保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理。(月1回)

(4) 生活習慣的なこと

①あいさつ、手洗い、歯磨きや身だしなみを気に掛ける

・自分からできる最後までやりきる力を伸ばしていく。

2 就労継続支援事業B型

(1) 職業的なこと・就労に向けて

①菓子製造

・製造を通して仕事としての意識を高く持ち、製造から販売と自分の仕事の意味を知り仕事の大切さを感じながら、就労に向けて関心を高めていく。

(各種イベント、地区の祭り、ふれあいフェスタ、南小(参観)・中小(参観) P T A行事、おんさい広場、 庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、 悅喜園、あいあいマーケット、すみれの家、J I C、くつろぎカフェ・認知

症カフェ・喫茶「あさ」

- ・販売促進の為、社協だよりや回覧板を用いてPR活動を行う。

(2) 社会参加的なこと

①体験学習（年3回）

公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

②地域の方々との交流

- ・地域交流会を開催し、地域の方々にすみれの家をより知つてもらう機会を作りボランティアさんや地元自治会の交流に繋げていく。（6月頃 開催予定）

- ・小・中学校との交流。（職場体験、地域のイベント、小学校との交流等）

(3) 健康・安全的なこと

①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理。保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理。（月1回）

(4) 生活習慣的なこと

①衛生面を自ら意識し基本的生活習慣を身につける。